

News  
Letter

## RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所  
〒171-8501  
東京都豊島区西池袋3-34-1  
03-3985-4264  
<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/>

第 3 号

Rikkyo Institute for Business Law Studies

## 第 3 回 法務研究科特別セミナー

# 国境を越えた証券決済と新たなハーグ条約 ～電子商取引・金融取引法・国際私法の交錯～

## 国際シンポジウム「ハーグ証券決済準拠法条約」

### ■コーディネーター・スピーカー

Karl Kreuzer (Germany)

Guy Morton (U.K.)

James Rogers (U.S.)

Harry Sigman (U.S.)

Ulrik Bang-Pedersen (Denmark)

Richard Potok (Australia)

Hans van Loon (The Hague Conference on PIL)

Christophe Bernasconi (The Hague Conference on PIL)

神田 秀樹 (東京大学)

道垣内正人 (早稲田大学・長島大野常松法律事務所)

野村 美明 (大阪大学)

森下 哲朗 (上智大学)

和仁 亮裕 (三井安田法律事務所 (現Linklaters法律事務所))

早川 吉尚 (立教大学)

### ■日時／場所

2004年10月12日 (火曜日) 9:30～18:00 / 学術総合センター中会議場

### 本セミナーのねらい

「海外の法律家と国際的な舞台で議論を戦わせる」

今回のセミナーのねらいはまさにここにあった。

2004年10月11日から13日にかけて、立教大学による助成の下、「立教大学大学院法務研究科・立教大学ビジネスロー研究所・開設記念」と銘打った国際シンポジウム「ハーグ証券決済準拠法条約」が開催された。

同シンポジウムの検討対象となったハーグ条約は、現在、各国が批准のための検討作業を進めている極めて重要なものである。

そのため、同条約を巡る国際的な討議の場としては世界で初めてのものになる本シンポジウムは国際的にも注目され、実際にも、条約起草過程で中心的な役割を担った各国政府代表が次々に来日した。

この国際シンポジウムのうち、12日のメイン会場 (学術総合センター中会議場) における討議を法務研究科院生にも開放し、国際的な舞台でどのような形で条約が作成されているのか、国際的な舞台で様々な国の一流の法律家がどのように法的議論を戦わせているのか、実際に



体験してもらおうというのが今回の特別セミナーの主眼であった。同時通訳がつくものの、会場での議論は全て英語である。

当日は我が国及び外国の政府・法曹界・金融界から200名近くの参加者が集まったが、その中にはスーツ姿の法務研究科の院生達の姿があった。

## Session One Backgrounds of the Project for the Hague Securities Convention

12日のシンポジウムは、淡路剛久・法務研究科委員長、秋葉剛男・外務省国際法局国際法課長、鳥居淳子・法制審議会会長に御挨拶をいただいた後、「ハーグ証券決済準拠法条約」の背景と完成に至るまでの経緯を解説するSession Oneから始まった。コーディネーターは、野村美明教授である。

企業が金融機関から融資を受ける場合に、担保を差し入れなければならないことが多い。そして、その担保が株式や社債といった「証券」である場合も少なくはない。そうした証券が個々の物理的な券面という形でしか存在し得なかった時代においては、国境を越えてそれらを担保提供・譲渡するといった場合であっても、それほど困惑することはなかった。なぜなら、その場合にどの国の法律上の要件を具備すればよいのかについては、証券所在地の法に従うという「証券所在地法主義」なる原則が、我が国も含めて世界的に共有されていたからである。

しかし近年では、そうした個々の物理的な券面の代わりに「大券」なる一枚の券面だけを発行する、あるいは、そもそも全く券面を発行せずに、集中決済機関を頂点とするコンピュータ・ネットワークにより結ばれた証券会社や金融機関が、電子帳簿上のデータとして投資家の権利を記録するという間接保有型の電子的な証券決済システムが世界的に普及するに至っており、こうしたシステムを裏付けるための法整備も我国も含めた世界各国で進められている。

問題は、そうした間接保有型の電子的な証券決済システムにおいては、上記の証券所在地法主義の原則が前提としていた個々の物理的な券面が存在しないということである。つまり、間接保有型の証券決済システムの下で国際的に証券の担保提供・譲渡が行われた場合に、どの国の法律上の要件を具備すればよいのかにつき再び不明確になったのであり、また、その点が世界的にも不明確であることが、国際的な金融の実務において大きな懸念材料となったのであった。

そうした金融実務の要請を受ける形でスタートしたが、「ハーグ国際私法会議」なる国際機関における同条約の作成プロジェクトであった。2001年の秋から開始された

同プロジェクトにおいては、オランダのハーグにおける2001年1月の専門家会合、2002年1月の特別委員会が開催された他、数多くの地域会合（アジア・オセアニア地域については2001年に香港、2002年に東京で開催）、テレフォン・カンファレンス、電子メールによる意見交換が積み重ねられた。その結果、2002年12月の外交会議において、同条約はついに完成するに至ったのであり、上記の問題に関する世界統一ルールの実現がにわかに現実化したのであった。なお、同プロジェクトに、日本からは、法務省、外務省の担当官の他、東京大学の神田秀樹教授と立教大学の早川吉尚助教授が、政府代表として参加した。

以上のような、同条約の内容と経緯は、同条約のラポラツールでありドイツ政府代表であったKarl Kreuzer、金融実務のニーズを反映する条約の作成プロジェクトをハーグ国際私法会議に持ちかけ、その後にはexpertという立場で同機関においてプロジェクトを推進させ、オーストラリア政府代表をも務めたRichard Potok、ハーグ国際私法会議のSecretary GeneralであるHans van Loon、そして、担当一等書記官としてプロジェクトを牽引した Christophe Bernasconi によって、具体的なエピソードを交えながら、わかりやすく紹介された。特に、Bernasconi の報告は、会議においてどのような問題が争点として激しい論議の対象となったかについても具体的に紹介するものであり、次のSession における条約の内容の検討の先駆けをなすものとなった。



## Session Two Basic Structures and Key Elements of the Convention

コーヒープレイクの後のSession Two では、野村美明教授の引き続いてのコーディネートの下、上述した議論がどのように決着したのか、本条約の具体的な内容について説明が加えられた、すなわち、神田秀樹教授による条約の射程範囲に関する解説、早川吉尚助教授による条約における法選択の方法の説明、そして、英国政府代表であると同時に、条約の起草委員会でドラフティング作業の中心を担ったGuy Mortonによる、条約における経過規定と準拠法の変更に関する取扱いについての解説である。

個々の物理的な券面が存在しなくなってしまったという世界において、証券所在地法主義に代わるものとして、どのような制度が望ましいのか。物理的な券面が電子帳簿上の記録に変わったのであるとすれば、そのような電子的な記録がなされている証券会社等の口座管理機関(intermediary)の所在地が、券面の所在地に代わる存在として考えられる。しかし、現実にもそのような記録は、(それが電子的なものであるがゆえに)複数の口座管理機関において同時になされることも少なくはない。したがって、

関連口座管理機関所在地主義 (Place of the Relevant Intermediary Approach) にしたとしても、さらに、それが何処なのかを確定する必要が生じる。そこで本条約は、最終的に、その口座管理機関がoffice を有する国の中から一つ、適用されるべき国の法を、口座名義人と関連口座管理機関との間で選定できるという当事者自治の原則 (但し、その口座管理機関がoffice を有する国の中からの選定に限る) を採用するに至ったのであった。

それでは、この新しいルールが適用される範囲はどこまでなのか。どのような金融商品がその対象になるのか。どのような証券決済システムがその対象となるのか。このようなルールが無い中で形成されてきた既存の実務との関係はどうなるのか。上記3名による解説がなされた後に設定

されたQ & Aのコーナーでは、Session Oneのスピーカーも参加した上で、フロアからの質問への回答、それを契機とした議論が展開された。



### Session Three Various Perspectives on the Convention

ランチブレイクの後のSession Threeにおいては、森下哲朗助教授のコーディネートの下、今度は、そのような内容を有する条約が、各界からどのように評価されているのかに議論の焦点が移った。まずは、当該問題の米国における第一人者であり、米国政府代表を務めたJames Rogersが、米国法の観点からの評価を論じ、続いて、デンマーク政府代表と同時に、EU内部の調整会合の議長を務めたUlrik Bang-Pedersenが、欧州におけるインパクトを論じた。

さらに、伝統的な国際私法との関係という観点から道垣内正人教授が分析を加え、担保取引に関する世界的な権威であるHarry Sigman、我が国における国際金融法務の第一人者である和仁亮裕弁護士が、それぞれの観点から条約の重要性を論じた。

その中でも特に論議的になったのは、間接保有型証券

決済システムを支える法制度としては、国ごとに様々な相違があるにもかかわらず、本条約が、あまりに米国法の考え方を当然視しすぎているのではないかという点であった。Rogersの報告は、そうした批判に対する米国サイドからの反論でもあり、また、現実の金融実務では米国型のシステムが世界的にも当然視されているとの実務サイドからの意見も強固であった。しかし、我が国をはじめとする幾つかの法制度の下で、同条約を実際に運用すると不都合な結果が全く生じないというわけではないのも事実である。また、伝統的な国際私法の考え方との整合性という問題も存在している。ただ、そうしたデメリットはあるとしても、本条約は、なお余りあるメリットをもたらすのではないか。そうした辺りに会場での議論は収束したように思われる。

### Session Four Remaining Problems and Future

最後のSession Fourは、神田秀樹教授のコーディネートの下、外国人スピーカー全員がパネリストとして登壇し、条約が完成した後においても積み残された問題について議論がなされた。例えば、本条約は、口座管理機関が倒産した場合に生じる様々な問題についてはほとんど規定を置いていないが、実際にはこのような事態こそが最も深刻である。また、本条約は如何なる国の法が適用されるかを定めるためのルールを定めるにすぎず、この領域に関する諸国間の法制度の相違については、何ら解消させるものではない。そうした問題につき、前者に関しては、倒産法の専門家でもあるUlrik Bang-Pedersenが、後者については、この領域の諸国法の相違をできる限り解消させるための新しい国際プロジェクトの中心であるGuy Mortonが、それぞれ簡単に報告し、その後、フロアも巻き込んで、将来のさらなる課題に関して活発な議論が展開された。

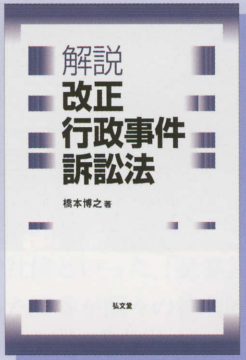
その後、Closing Remarksにおいて、Karl Kreuzer、そして、神田秀樹教授から、このシンポジウムの成功が称えられるとともに、シンポジウムの開催のために尽力した立教

大学への謝辞が伝えられた。また、そうした謝辞は、シンポジウム終了後の懇親会の席上でも、ハーグ国際私法会議という国際機関からも表明され、さらに、Kreuzer個人から、そして、ハーグ国際私法会議から、会議の成功を祝した記念品が贈呈されたことは、本当にうれしい驚きであった。

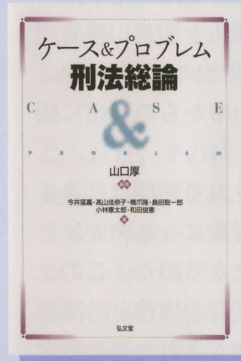
極めて高度な内容の問題を、しかも、全て英語で議論する。今回は、法務研究科院生には少し荷が重いセミナーであったかもしれない。しかし、その中に何かを感じ取ってくれたとしたら、幸いである。



## 所員新刊紹介



橋本博之  
「解説改正行政事件訴訟法」  
(2004年9月 弘文堂)



山口厚編著  
(第2章 第8章 小林憲太郎)  
「ケース&プロブレム 刑法総論」  
(2004年12月 弘文堂)

## お知らせ

1 2005年1月11日(火) 第4回法務研究科特別セミナーが開催されました。「企業に対する監視と制裁のあり方～刑法・会社法の交錯～」をテーマに刑事実務に詳しい実務家を招き代表訴訟、法人処罰その他幅広い視点からの意見が出されました。詳細は次号でお伝えする予定です。

2 立教大学ビジネスロー研究所等が行う共同研究「グローバル化する知的財産紛争～21世紀の新秩序を目指して～」の研究会合が11月12日に開かれました。浅妻章如専任講師による「知的財産権等使用料の範囲と所得配分」の報告が行われました。

3 文部科学省「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において立教大学の「原訴訟資料オンライン共有システムの構築」が採択されました。

4 第5回法務研究科特別セミナーが開催されます。  
「担保法を巡る新たな展開～日本法とフランス法の交錯～」  
日時：2005年2月23日(水) 17:00～20:00  
講師：ピエール・クロック (パリ第2大学教授)  
通訳：野澤正充 (大学院法務研究科教授)  
場所：立教大学太刀川記念館3階多目的ホール

## 編集後記

10月に行われた国際シンポジウムについてお届けしました。外国から多数の専門家を招待しての世界的な会議となった今回のシンポジウムでは、実に多くの方のご協力をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。(M)